須坂市スポーツ競技全国大会等出場に関する激励金交付要領

（趣旨）

第１条 全国大会等に出場する個人及び団体に対して、大会での活躍を激励するとともに、スポーツ競技の一層の振興を図るため、激励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において「全国大会等」とは次に掲げるものをいう。

（１）国民スポーツ大会

（２）全日本選手権大会（国、全国を統一する体育団体又は公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟競技団体が主催する大会等）

（３）全国高等学校総合体育大会

（４）予選会（選考会）を通過又は、各競技団体等の推薦を受け国の代表として出場する国際競技大会（オリンピック、パラリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会等、世界一又はアジアーを決める大会）

（５）国の定める行政機関（スポーツ庁、厚生労働等）が主催する全国大会

（６）予選会（選考会）を通過又は、各競技団体等の推薦を受け都道府県代表選手として出場する全国大会

（７）その他市長が認めるもの

（交付対象者）

第３条 激励金交付の対象者は次に掲げる者とする。ただし、須坂市小・中・高等学校競技会・発表会等出場選手激励金の交付対象者及び須坂市スポーツ協会ジュニア育成事業に伴う全国大会等出場に関する激励金の交付対象者（第２条第１項第４号に出場する者を除く。）を除く。

（１）個人とは、市内に住所を有する者又は勤務している者(大会要綱等に定める監督、コーチ、トレーナー、マネージャーを含む。)

（２）団体とは、市内に活動拠点を有し、出場する構成員の半数以上が市内に住所を有する者又は勤務している者で構成されている団体

２　同一年度において対象となるのは１人１回とする。(第２条第１項第４号に出場する者を除く。)

３　他市町村での同一大会における激励金等を申請する場合は交付対象外とする。

４　大会要綱等により種目が明確に区別される団体競技については、種目毎に別団体として取り扱うことができる。

（交付額）

第４条 激励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

（１）個人が全国大会に出場する場合　3,000 円

（２）第２条第１項第４号に規定する国際競技大会に個人が出場する場合　10,000 円

（３）団体で全国大会に出場する場合　50,000 円以内

（４）第２条第１項第４号に規定する国際競技大会に団体で出場する場合　100,000 円以内

２　第４条第１項第３号から第４号まで定める団体の人数及び交付額は次のとおりとする。

（１）監督、コーチ、トレーナー、マネージャーを含めた人数

（２）大会に出場する者（大会へ提出する申込み者）の人数

（３）第４条第１項第３号の交付額は、交付対象者の内、市内に住所を有する者又は勤務している者の人数に３ ,000 円を乗じた額とし、交付金額の上限は 50,000 円とする。

（４）第４条第１項第４号の交付額は、交付対象者の内、市内に住所を有する者又は勤務

している者の人数に10,000円を乗じた額とし、交付金額の上限は100,000円とする。

（交付の申請）

第５条　激励金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、須坂市スポーツ競技全国大会等出場に関する激励金申請書に関係書類（全国大会等の大会要項、住所の記載がある選手名簿(申請者と異なる場合又は団体での申請の場合)、予選会の要項(予選会がある場合)、予選会の記録が証明できる書類又は推薦状）を添えて、大会日前日までに提出しなければならない。

２　本人又は同一世帯以外の者が、申請書の提出及び激励金の受取、その他本人に代わり手続きを行う場合及び、第３条第１項第２号に該当する場合は、申請者及び受取人が同一団体関係者でない場合は委任状を提出しなければならない。

（結果の報告）

第６条 激励金を交付された者は、大会終了後１か月以内に、須坂市スポーツ競技全国大会等出場者結果報告書に関係書類（全国大会の記録が証明できる書類）を添えて市長に提出するものとし、大会に出場しなかった場合は激励金を返還するものとする。

２　１か月以内に結果報告書の提出がない場合は、激励金を返還するものとする。

（交付の決定）

第７条　市長は、激励金の交付の決定をするときは、須坂市スポーツ競技全国大会等出場に関する激励金交付決定通知書で通知するものとする。

附　則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成16年12月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附　則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年３月31日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。